

資料 4

「職業奉仕の定義」の変遷

●1927年 国際ロータリー オステンド国際大会（ベルギー）

目標設定計画 に基づく四大奉仕の分割を決定

職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、かつ高い道徳的水準を保つことを奨励する。

Vocational Service encourages Rotarians to serve others through their professions and to practice high ethical standards:

「職業＝社会への奉仕」、「職業倫理」

●2007年 標準ロータリークラブ定款（Standard Rotary Club Constitution）

第5条 四大奉仕部門（Four Avenues of Service）

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

Vocational Service, the second Avenue of Service, has the purpose of promoting high ethical standards in businesses and professions, recognizing the worthiness of all dignified occupations, and fostering the ideal of service in the pursuit of all vocations. The role of members includes conducting themselves and their businesses in accordance with Rotary's principles.

「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」

●2010年 標準ロータリークラブ定款（Standard Rotary Club Constitution）

第5条 五大奉仕部門（Five Avenues of Service）

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。（2007年の条文と同じ）

「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」

●2016年 標準ロータリークラブ定款（Standard Rotary Club Constitution）

第6条 五大奉仕部門（Five Avenues of Service）

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、**そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。**

*Vocational Service, the second Avenue of Service, has the purpose of promoting high ethical standards in businesses and professions, recognizing the worthiness of all dignified occupations, and fostering the ideal of service in the pursuit of all vocations. The role of members includes conducting themselves and their businesses in accordance with Rotary's principles **and lending their vocational skills to club-developed projects in order to address the issues and needs of society.***

「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」、「職業人としての社会奉仕」

<解説>

職業奉仕は、1927年のオステンド国際大会（ベルギー）において、目標設定計画に基づく四大奉仕の分割を決定した際、明確に文書として定義されました。

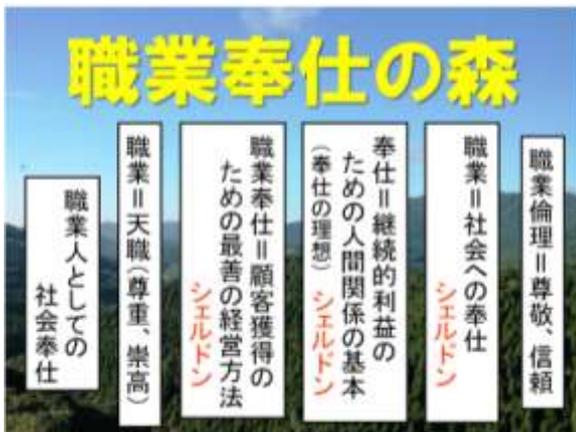
職業奉仕の定義ついでの変遷

1927年	四大奉仕の分割（職業奉仕の呼称と定義）
2007年	標準ロータリークラブ定款「第5条 四大奉仕の2」
2010年	標準ロータリークラブ定款「第5条 五大奉仕の2」
2016年	標準ロータリークラブ定款「第6条 五大奉仕の2」

この定義は以後80年に亘って不変でしたが、2007年の標準ロータリークラブ定款「第5条 四大奉仕部門の2」で変更されました。その後、四大奉仕が五大奉仕に変わったことを受けて、2010年の標準ロータリークラブ定款で「第5条 五大奉仕部門の2」とタイトルのみが変更。さらに、2016年の標準ロータリークラブ定款「第6条 五大奉仕部門の2」で、自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが追加されました。

それら各々の要旨をまとめると、次の通りです。

- ・1927年のオステンド国際大会（四大奉仕の分割）→「**職業＝社会への奉仕**」、「**職業倫理**」
- ・2007年の標準ロータリークラブ定款（第5条）→「**職業倫理**」、「**職業＝天職**」、「**奉仕の理想**」
- ・2010年の標準ロータリークラブ定款（第5条）→「**職業倫理**」、「**職業＝天職**」、「**奉仕の理想**」
- ・2016年の標準ロータリークラブ定款（第6条）→「**職業倫理**」、「**職業＝天職**」、「**奉仕の理想**」、「**職業人としての社会奉仕**」



すなわち、1927年のオステンド国際大会（四大奉仕の分割）にあった「**職業＝社会への奉仕**」は2007年の標準ロータリークラブ定款（第5条）ではなくなり、「**職業＝天職**」、「**奉仕の理想**」が新たに入りました。そして、2016年の標準ロータリークラブ定款（第6条）からは、それらに「**職業人としての社会奉仕**」が入ってきたのです。

参考までに、「**職業奉仕の森**」を左に提示します。詳細は、「2. 職業奉仕の森」を参考にしてください。

●参考1：「**職業人としての社会奉仕も職業奉仕である**」という考え方

「**職業人としての社会奉仕も職業奉仕である**」という考え方は、1987年の「**職業奉仕に関する声明（Statement on Vocational Service）**」に初めて出てきたものです。この声明は、次の二つの点で、ロータリーの職業奉仕の歴史上、大きな転換点となりました。

一つは、クラブにおける職業奉仕の具体的活動指針を示し、かつ奨励したこと。これは、「クラブ自体も職業奉仕（事業）をすること」を意味します。クラブにおける具体的活動指針とは、「①**職業奉仕を実践してみせる**、②**クラブ自身の行動に職業奉仕を生かす**、③**模範となる実例を示す**、④**クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発する**」です。もちろん、クラブとして④は可能でしょう。しかし、①②③については、職業を持たないクラブ自体が「職業奉仕を実践する、職業奉仕を生かす、模範的な実例を示す」ことは不可能であるという批判が殺到しました。

もう一つは、「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること」という記載があったことです。これは、「職業人が自己の職業上の知識や技術を活かして社会に奉仕をすれば、それは「職業奉仕」である」という意味です。すなわち、「**職業人としての社会奉仕**」です。

その後、1989年には「ロータリアンの職業宣言 (Declaration for Rotarians in Business and Professions)」が出されました。それは、2011年に「ロータリーの行動規範 (Rotary Code of Conduct)」（8 箇条）に改編され、2014年に改編・縮小（5 箇条）、さらに同年に「ロータリアンの行動規範 (Rotarian Code of Conduct)」（4 箇条）と呼称が変わり、第 5 条にあった「事業や職業における特典をほかのロータリアンに求めない」が削除されました。

留意すべきは、1987年の「職業奉仕に関する声明」以降、1989年「ロータリアンの職業宣言」、2011年「ロータリーの行動規範」（8 箇条）、2014年「ロータリーの行動規範」（5 箇条）、「ロータリアンの行動規範」（4 箇条）のいずれにも、「職業人としての社会奉仕も職業奉仕である」という考え方が入っていることです。そして、2016年の標準ロータリークラブ定款

（第 6 条）にも、この考え方が明記されました。「職業人としての社会奉仕も職業奉仕である」という考えを、R I がいかに強く推進してきたかが分かります。

1927年	四大奉仕の分割(職業奉仕の呼称と定義)
1987年	「職業奉仕に関する声明」
1989年	「ロータリアンの職業宣言」
2007年	標準ロータリークラブ定款「四大奉仕」を明記
2010年	標準ロータリークラブ定款「五大奉仕」を明記
2011年	「ロータリーの行動規範」
2014年	「ロータリーの行動規範」改定 「ロータリアンの行動規範」(上記の再改定)
2016年	標準ロータリークラブ定款「五大奉仕」改訂

●参考 2：責任ある指導的立場の人が職業奉仕を語る時に留意して欲しいこと

職業奉仕を難しいと思う人が多い理由に、責任ある指導的立場の人が職業奉仕を語る時、「標準ロータリークラブ定款 第 6 条の 2（2016年）」に規定されている「職業奉仕の公式定義」を無視して説明したり、ロータリーにおける職業奉仕の歴史を踏まえずに説明したりすることも挙げられます。定義を無視した、あるいは定義とは異なった説明、さらには歴史的変遷を無視した説明では、聞いている方が混乱するのは当然です。

ここで強調しておきたいことは、ロータリークラブやロータリアンが「標準ロータリークラブ定款」を勝手に変更したり、無視したりすることはできないということです。つまり、「標準ロータリークラブ定款」は受け入れざるを得ないのです。受け入れられないのなら、ロータリアンを辞めなければなりません。もちろん、標準ロータリークラブ定款を規定審議会で変更することは可能です。しかし、少なくともそれまでは尊重遵守しなくてはならないということです。

したがって、責任ある指導的立場の人が職業奉仕を語る時は、先ず

- ①現在の「職業奉仕の公式定義」（標準ロータリークラブ定款 第 6 条の 2（2016年））を紹介すべきだと思います。その上で、
 - ②職業奉仕の歴史を踏まえながら（または解説しながら）、
 - ③1927年のオステンド国際大会「職業奉仕の公式定義」に至った過程
 - ④現在の「職業奉仕の公式定義」（標準ロータリークラブ定款 第 6 条の 2（2016年））に変遷してきた背景や経緯
 - ⑤これからの職業奉仕の在るべき姿
- などについて説明するのなら、私は大いに結構だと思います。

いずれにしても、上記の①「職業奉仕の公式定義」を明示せず、上記の②「職業奉仕の歴史」を踏まえないまま職業奉仕を語っていても、それは一人のロータリアンが考える持論に過ぎません。無用の混乱を引き起こすだけだと、私は思います。

(2018年2月1日 初稿 2018年5月7日 最終改訂 文責：鈴木一作)